

議案第282号

## 大阪市立学校設置条例の一部を改正する条例案

大阪市立学校設置条例（昭和39年大阪市条例第57号）の一部を次のように改正する。

「、高等学校及び特別支援学校」を「及び高等学校」に改める。

特別支援学校の表を削る。

附 則

この条例の施行期日は、市長が定める。

平成26年 9 月 9 日提出

大阪市長 橋 下 徹

説 明

特別支援学校を大阪府へ移管することに伴い、本市が設置する聴覚特別支援学校ほか11校を廃止するため、条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出する次第である。

(参 照)

{ 傍線は削除  
太字は改正

大阪市立学校設置条例（抄）

本市に幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校を設置し、その名称及び位置は、及び

次のとおりとする。

省

略

特別支援学校

<u>名 称</u>	<u>位 置</u>
<u>大阪市立聴覚特別支援学校</u>	<u>大阪市中央区上町 1 丁目</u>
<u>大阪市立難波特別支援学校</u>	<u>大阪市浪速区木津川 2 丁目</u>
<u>大阪市立なにわ高等特別支援学校</u>	<u>大阪市浪速区木津川 2 丁目</u>
<u>大阪市立西淀川特別支援学校</u>	<u>大阪市西淀川区大和田 2 丁目</u>
<u>大阪市立視覚特別支援学校</u>	<u>大阪市東淀川区豊里 7 丁目</u>
<u>大阪市立東淀川特別支援学校</u>	<u>大阪市東淀川区東中島 3 丁目</u>
<u>大阪市立生野特別支援学校</u>	<u>大阪市生野区巽東 4 丁目</u>
<u>大阪市立思斉特別支援学校</u>	<u>大阪市旭区大宮 5 丁目</u>
<u>大阪市立光陽特別支援学校</u>	<u>大阪市旭区新森 6 丁目</u>
<u>大阪市立住之江特別支援学校</u>	<u>大阪市住之江区緑木 1 丁目</u>
<u>大阪市立東住吉特別支援学校</u>	<u>大阪市東住吉区矢田 5 丁目</u>
<u>大阪市立平野特別支援学校</u>	<u>大阪市平野区长吉川辺 3 丁目</u>